

京都市告示第366号

市会の議決を経て、指定管理者を次のように指定しました。

平成23年1月7日

京都市長 門川 大作

公の施設の名称	指定管理者	指定期間
京都市大宮交通公園	京都市下京区綾小路通烏丸西入 童侍者町167番 財団法人京都市都市整備公社	平成23年4月1日から 平成27年3月31日まで
京都市梅小路公園	京都市下京区上中之町1番地の3 財団法人京都市都市緑化協会	平成23年4月1日から 平成27年3月31日まで
京都市宝が池公園 子どもの楽園	京都市下京区上中之町1番地の3 財団法人京都市都市緑化協会	平成23年4月1日から 平成27年3月31日まで

(建設局水と緑環境部緑政課)